参考資料2

次世代 IP ネットワーク推進フォーラム
技術部会設置要綱

（活動）

第１条　次世代 IP ネットワーク推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）は、フォーラムの規約第３条に掲げる事業を具体化するため、技術部会（以下「本会」という。）を設ける。

２　本会は次の各事業を行うほか、幹事会の要請に応じ必要な活動を行う。
次世代 IP ネットワークに関する相互接続試験、技術基準の検討
（1）相互接続試験の企画、推進、関係機関の調整
（2）実証実験計画の策定・技術基準の検討

（構成）

第２条　本会は、フォーラムの会員（以下「会員」という。）の中で、参加を希望する者で構成する。

２　幹事会が必要と認める場合は、本会に会員以外の者の参加を求めることが出来る。

（役員）

第３条　本会には部会長を置く。

２　本会には、部会長代理を置くことができる。

３　部会長は、幹事会が指名し、部会長代理は、部会長が指名する。

４　部会長は、本会を代表し、本会の活動を統括する。

５　部会長代理は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは部会長の職務を代行する。

（開催）

第４条　本会は、部会長が招集する。

２　本会は、必要に応じて随時開催する。

３　本会は、必要に応じて書面又はＥメールによる開催とすることができる。

（ワーキンググループ）

第５条　本会には、第１条第２項の事業および活動を行うことを目的に、技術部会の承認により、ワーキンググループ（以下「ＷＧ」という。）を置くことが出来る。

２　ＷＧには、リーダーを置く。

３　ＷＧには、サブリーダーを置くことができる。

４　リーダー及びサブリーダーは部会長が指名する。

５　ＷＧの運営に必要な事項はＷＧで定める。

（サブワーキンググループ）

第６条　本会のＷＧには、ＷＧの設定する課題の検討を行うことを目的に、ＷＧの承認により、サブワーキンググループ（以下「ＳＷＧ」という。）を置くことが出来る。

２　ＳＷＧには、主査を置く

３　ＳＷＧには、主査代理を置くことができる。

４　主査及び主査代理はＷＧリーダーが指名する。

５　ＳＷＧの運営に必要な事項はＳＷＧで定める。

（経費の負担）

第７条　本会、ＷＧ及びＳＷＧにおいて実験の実施等、特別な費用が発生する事業を実施しようとする場合には、フォーラム規約第１２条第１項に基づき、必要に応じて、当該事業に賛同する会員から実費を徴収する。

（庶務）

第８条　本会の庶務は、フォーラムの事務局が行う。

（細則）

第９条　この設置要綱に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、部会長が定める。

附則　この設置要綱は、平成１８年１月１７日から施行する。